

【諮問第266・267号】

29川情個第12号  
平成29年5月9日

川崎市長  
福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 三浦大介

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて（答申）

平成27年12月7日付け27川健精保第307号及び第308号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当  
電話 044-200-2108

## 1 審査会の結論

別表公文書No. 4とNo. 5に記録されている精神保健指定医資格を取り消された医師の氏名、別表公文書No. 10に記録されている主治医の氏名、別表公文書No. 13とNo. 29内の「精神保健診察検査表」の診察結果、不正取得・指導医の別、該当指定医判断、別表No. 7、No. 9、No. 10、No. 19、No. 21、No. 26、No. 31に記録されている同姓同名の医師が別に存する医師の医師免許登録年、別表公文書No. 28とNo. 30の「職歴一覧表」のうち氏名と区分の欄に記載されている情報、別表公文書No. 31に記録されている医師以外の医療従事者名簿の院内役職名と非常勤職員の勤務日及び勤務時間についてはこれを開示すべきである。

## 2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成27年8月10日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。平成28年条例第3号による改正前のもの。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、〇〇病院の医師が精神保健指定医の資格を不正取得したなどとして厚生労働省に指定を取り消された問題に関する一切の公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対して、実施機関が当該事案を初めて把握した平成27年2月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡「精神保健指定医資格審査に係る事実確認のご協力依頼について」以降の、当該事案に関して実施機関が取得又は発出したもの、実施機関が実施した調査に関するもの及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第38条の6に基づく報告徴収に関するものについて合計55件の公文書を特定した。
- (3) このうち別表に掲げる31件については、条例第8条第1号、第8条第2号ア等に該当するとして、平成27年10月8日付けで部分開示処分（以下「本件処分1」という。）を行った。

なお、そのうち医師免許の登録年を不開示とした7件の部分開示処分の一部を取り消し、厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索（一般向け）において特定可能な医師免許の登録年を開示に変更し、平成27年10月26日付けで改めて部分開示処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) また、その他の24件については、条例第8条各号に規定する不開示情報に該当しないとして、平成27年10月8日付けで全部開示処分を行った。

さらに、対象公文書の中の一部について、厚生労働省に提出済みのため文書が存在しないとして、平成27年10月8日付けで、文書不存在による開示拒否処分を行った。
- (5) 異議申立人は、条例第22条第1項の規定に基づき、平成27年11月2日付けで、本件処分1に対して「処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。公益上の理由に

よる裁量的開示を行うことを求める。」として異議申立てを行った（当審査会諮問第266号事件）。

- (6) また、平成27年11月6日付けで、本件処分2に対して同様の内容で異議申立てを行った（当審査会諮問第267号事件）。
- (7) なお、(4)の全部開示処分及び開示拒否処分に対しても、異議申立人から同様に異議申立てが行われており、この案件については、諮問第265号及び第268号の答申において、本審査会の審査の結果を提示する。

### 3 異議申立人の主張要旨

平成27年11月2日及び同月6日付け異議申立書、平成28年3月14日付け意見書、同年9月20日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 不開示部分は、いずれも条例第8条第1号にも第2号アにも第4号にも第5号にも該当しない。また、たとえ該当したとしても、条例第8条第1号ただし書きアからエの全てに該当し、第2号ただし書きに該当する。
- (2) 文書の探索が不十分であるか、対象情報を解釈上の不存在か適用除外と判断することが違法である。
- (3) 我が国の精神科医療の現状は、障害者の権利条約に違反している。本件の精神保健指定医による強制入院を含む強制的な精神医療そのものが国際条約違反であり、違法に指定を取得した〇〇病院の精神保健指定医に係る情報を最大限公表することこそが、我が国に対する種々の国連勧告を満たすことになる。
- (4) 内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申によれば、精神保健指定医という特別職の公務員が公権力の行使をするにあたって、職務職責が極めて重大であり、高度な専門職であって、社会的責任が極めて強大な公的性格があると認められる。そして、精神保健指定医の判断は、人の自由に対する権利に著しい制限を加える性質があるから、精神保健指定医が十分な専門性を有しているかという情報は、広く一般に公にされていることが求められているというべきである。
- (5) 原処分を妥当と判断することは、障害者の権利に関する条約、公文書等の管理に関する法律、条例の規定等に明確に反することになる。
- (6) 現在、医療法（昭和23年法律第205号）において診療所、病院の広告が解禁となっており、病院側が出す広告が病院にとって良い面の情報のみに鑑みて、対象公文書に病院側に不都合な情報が含まれていたとしても、市民が病院を選択するための有用な情報として、積極的に開示すべきである。
- (7) 医師免許の取得年のうち、同姓同名がいる場合は不開示とされたが、同姓同名がいない医師の医師免許取得年を開示しても当該医師個人の権利利益を害していないのに対して、同姓同名がいる医師の医師免許取得年を開示すると個人の権利利益を害するという弁明には理由がなく、不開示情報に該当しない。
- (8) 医師氏名は、プレスリリースに掲載されているかいないかに関わらず、医療法第14条の2第1項、同法施行規則第9条の3及び平成5年2月15日・各都道府県知事あて厚生労働省健康政策局長通知・健政発第98号により公表してある

こと、患者やその家族等がインフォームド・コンセントの権利を行使することにより公になること、患者の生命保護の観点から公表慣行があること等から、条例第8条第1号ただし書きア及びイに該当する。精神保健指定医は特別職の公務員に該当することから、ただし書きウにも該当する。

- (9) 精神保健指定医の勤務先は公表慣行があること、他の自治体において情報公開請求に対して当該情報自体又はそれに相当する情報が開示になっていること、その両者によって、条例第8条第1号ただし書きアに該当する。

また、精神保健指定医が、診察のために居住場所へ立ち入る際には氏名を記載した指定医証票を携帯し、求めに応じて提示しなければならないが、病院において診察を行う際にもこれに準じた取り扱いが行われていること、精神保健指定医の職務全般に診療録記載義務が課されていることなどをふまえれば、少なくとも精神保健指定医の氏名、勤務先病院名は、公表しても個人の正当な権利利益を侵害するおそれのある情報とは言えない。

そして、問題の重要性や行政の説明責任の観点からも公表慣行があると認められるほか、患者やその家族がインフォームド・コンセントの権利を行使することで公になる情報である。

また、精神保健指定医は人権を制限する性質が強大であることから、精神障害者及びそう疑われた人の生命、身体、健康等を保護するため公開することが必要であり、条例第8条1号ただし書きイに該当する。

さらに、これらの情報は国や他自治体に情報公開請求すれば開示される情報である。

- (10) 厚生労働省からの事務連絡には、文脈上、処分された精神保健指定医3名の氏名が掲載されていると推定されるが、実施機関の説明では、その3名は処分されていないとのことである。仮に処分された精神保健指定医が含まれていないとしても、それら3名の医師が提出したケースレポートが事件の発覚の端緒となったものであり、説明責任の観点から公表慣行があり、条例第8条第1号ただし書きアに該当する。本件事件や精神保健指定医の性質から、同号ただし書きイに該当する。ケースレポートの提出は精神保健指定医の職務の一環であり、同号ただし書きウに該当する。
- (11) ケースレポートの提出は精神保健指定医の職務の一環である。また、ケースレポートに記載された患者は、氏名が公表された精神保健指定医らの担当していない患者であるため、特定の個人を識別するために他の情報と組み合わせることなどできない。すべてではなくとも、最大限の開示をすべきである。
- (12) 精神保健指定医申請書の申請日は経歴ではない。申請日を開示しても、精神保健指定医の正当な権利利益を害するおそれがあるとは言えない。精神保健指定医の氏名、指定医証番号、交付年月日、勤務先は、精神保健指定医の証に掲載することになっており、交付年月日がわかれば資格取得日も推定されることから、社会通念上、精神保健指定医個人の正当な権利利益を害するおそれのある情報とは言えない。当該不開示部分は、条例第8条第1号ただし書きアからウに該当する。

- (13) 精神保健指定医の指定申請書は国も保有している。内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成17年度(行情)答申第299号により、精神保健指定医の「先進診断治療に従事した期間」は国の情報公開において精神保健指定医の氏名と共に開示になる。したがって、条例第8条第1号ただし書きアに該当する。
- (14) 医師の院内役職名、病棟医師名、入院診療班体制の医師名は、患者やその家族がインフォームド・コンセントの権利を行使することで公になる情報である。したがって、条例第8条第2号アに該当しないか、該当しても同号ただし書きに該当する。
- (15) 入院形態は、精神保健指定医の業務を監視する上で肝要であり、対象者を特定することもできず、対象者個人の権利利益を害するおそれがない。
- (16) 主治医は当然医師であり、精神保健指定医であるから、特別職の公務員の氏名として条例第8条第1号ただし書きウに該当する。万一、これを不開示とするのであれば、個人情報開示請求に対する決定で、担当医師名等を患者に対して開示すべきである。
- (17) 検査対象精神保健診察一覧の診察日は、精神保健指定医の氏名が最初から記載されていないため、これを開示しても特定されるおそれは存在しない。
- (18) 検査対象精神保健診察表は、他の自治体では部分開示している。川崎市だけが全部不開示とする理由はない。
- (19) 退院後生活相談員一覧も、患者やその家族がインフォームド・コンセントの権利を行使することで公になる情報であるから、条例第8条第1号ただし書きア及びイに該当する。
- (20) 医療保護入院者退院支援員会開催状況は、開催状況に係る情報のみを開示すれば、患者個人の権利利益を害するおそれがないことから、条例第8条第1号に該当しないか、該当してもただし書きア及びイに該当する。
- (21) 精神保健指定医の略歴や最終学歴は、説明責任の観点から公表慣行があるとして条例第8条第1号ただし書きア及びイに該当する。
- (22) 精神保健指定医が研修を受講したことに関する情報は、精神保健指定医が研修を受講しないと資格を喪失すること、過去に資格を得ていない医師が措置診察を実施していた前例があることから、説明責任の観点から公表慣行があり、条例第8条第1号ただし書きア及びイに該当する。
- (23) 学術雑誌や専門書等では、患者の氏名や住所等を伏せた上で相談内容や症状等を具体的に記載している。学会や研修会等でも口頭で発表されたり抄録に記述されている。したがって、患者の氏名や生年月日等を不開示とすれば、強制入院の必要性や病状の概要を開示しても個人を特定できず個人の権利利益を害することにならない。
- (24) 上記の事実に加えて、他の自治体においては本件不開示部分と同一の情報自体又は本件不開示部分に相当する情報は、情報公開請求に対して開示になっている。しかし、開示をしたことにより、実施機関の表明するおそれは現実のものとなっていない。
- (25) インフォームド・コンセントの対象には、医療機関にかかっている患者だけ

でなく、今後かかろうとしている人やその家族も含む。誰でも心の病で精神病と位置づけられる可能性はあるので、対象に含まれる。したがって、本件については広く説明責任があり、公表慣行があると考え。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成28年1月13日付け処分理由説明書及び同年6月28日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件請求に対して、情報を保有しているのは、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課（以下「精神保健課」という。）、同部障害計画課及び同局健康安全部医事・薬事課であった。このうち、精神保健課において合計55件の公文書を特定し、このうち31件について、条例に定める不開示情報が含まれていることから部分開示処分としたのが本件処分である。

(2) 医師氏名・勤務先・医師の印鑑の印影・本籍地・現住所・生年月日・年齢・性別・最終学歴・指定医証番号・交付年月日等の医師に関する情報及びイニシャル・性別・生年月日・入院期間等の患者に関する情報等については、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第8条第1号に該当するため不開示とした。

代表者印影・内線番号・院内役職名等については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第8条第2号アに該当するため不開示とした。

厚生労働省職員の個人メールアドレスについては、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第4号に該当するため不開示とした。

(3) 異議申立人は公益上の理由による裁量的開示を行うことを求めているが、不開示部分については、医師及び患者個人に関する情報、法人の内部情報又は組織の事務遂行に関わる情報であることから、これらを開示することは、個人や法人の権利利益を侵害するおそれとともに、組織の事務及び事業の遂行を阻害するような事態に陥ることが容易に想定される一方、申立人の主張する公益上の理由は不明確であり、実施機関としても公益上の理由があるとは考えられないことから、開示による利益が不開示による利益に優先すると認めることはできない。

(4) 異議申立人が主張しているインフォームド・コンセントの権利については、患者や家族への説明責任はあるが、患者の個人情報に該当するため、公文書として開示すべき性質のものではないと考える。

(5) 本件が前代未聞の事件であるということは承知しており、文書の特定はしっかり行ったと考えている。また、事件発覚後、行政として取り組んできたことについてはできるだけ開示している。

(6) 精神保健指定医を取り消された医師は、医師免許も取り消されたわけではなく、現在も通常の勤務を行っている方がほとんどだと思われる。そのような方々の情報を全て開示することは、将来にわたって不利益を与える可能性もあり、実施機

関として本意ではない。

- (7) 精神保健指定医を取り消された医師のケースレポートについて、厚生労働省はどの症例が問題となる症例であったか公表していないため、不開示とした。
- (8) 診察した症例が論文等で使用されている場合はあるが、個人情報であるため、公表する場合は本人の同意が必要だと考えている。医師自らが患者に確認を取って公表する場合と異なり、本市が公文書として開示できる性質のものではない。

## 5 審査会の判断

### (1) 審査会の審査対象について

当審査会諮問第266号事件及び第267号事件は、いずれも異議申立人が平成27年8月10日付で行った公文書開示請求に対する部分開示処分に関する事件であり、第267号事件に係る本件処分2は、第266号事件に係る本件処分1に対する追加的な再部分開示処分であることから、併合して審査する。以下では、両処分を一体として本件処分と呼び、専らこの本件処分である部分開示決定の適否を審査する。

なお、異議申立人は、本件処分に対して対象公文書の特定が不十分であるとする異議も申し立てているが、この点については、同じく平成27年8月10日付けの本件請求に対する全部開示処分に関する第265号の案件において審査し、答申をしているので参照のこと。

### (2) 厚生労働省の担当職員の省内個人メールアドレス

別表の公文書No.12、No.14、No.15、No.16、No.17、No.18、No.19、No.20、No.21、No.22、No.23、No.24、No.27、No.29に記載されている厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課精神医療係の担当職員の省内個人メールアドレスは、条例第8条第4号の事務事業情報として不開示とされている。省内の公的アドレスではあるが、一般に公表されているものとは認められず、仮にこれが広く一般に公になると迷惑メール等が送信される等により厚生労働省の事務事業の支障になるおそれがあると認められるので、この情報を不開示とすることは妥当である。

### (3) ○○病院の代表者印の印影及び事務部管理課、総務部総務課の内線番号及び同課職員の氏名

別表の公文書No.4、No.5、No.11、No.26、No.28に記載されている○○病院の代表者印の印影及び事務部管理課、総務部総務課の内線番号は、条例第8条第2号アの法人等の情報として、そして同課職員の氏名は、条例第8条第1号の個人情報として不開示とされている。病院の代表者印の印影は、これが模造等されて病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、病院の内部管理部局の内線番号は外部に広く公開されていないものと認められ、仮にこれが広く一般に公にされると迷惑電話等により病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、これら情報を不開示とすることは妥当である。また、同課職員の氏名は、条例第8条第1号本文の個人情報に該当し、か

つ同号ただし書きにも該当しないと認められるため不開示とすることは妥当である。

(4) ○○病院の精神科医師等の院内役職名、勤務日・勤務時間、病棟担当表の医師氏名、入院診療班体制（常勤医）の医師氏名など

別表の公文書No. 10の医師の院内役職名と勤務日・勤務時間は、条例第8条第2号アの法人等に関する情報として不開示とされている。これらの情報は、法人内部の運営に関する情報として、通常公にされているものではないが、これが公開されることにより病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。しかし本件では医師の氏名は開示されているので、これらの情報は、条例第8条第1号本文の個人情報に該当し、かつ同号ただし書きにも該当しないと認められるため、不開示という結論は妥当である。

別表の公文書No. 26の医師の院内役職名と勤務日及び勤務時間は、前記と同様の理由で不開示が妥当であり、病棟担当表と入院診療班体制（常勤医）の医師氏名は、その担当分類等がすでに開示されているために、条例第8条第1号本文の個人情報に該当し、かつ同号ただし書きにも該当しないと認められるため、不開示という結論は妥当である。なお、医師一覧の備考欄の記載も、当該医師の経歴その他の地位に関するものであるので、やはり条例第8条第1号本文の個人情報として不開示が妥当である。なお、No. 26の公文書の中には、院内役職名を開示しつつ医師名を不開示としている文書がある。これは、医師名を開示しつつ院内役職を不開示とする他の文書の取り扱いと齟齬しているともみえるが、文書の様式上やむを得ないと考えられる。

別表の公文書No. 31の医師の院内役職名と勤務日及び勤務時間、防災管理者の氏名は、前記のところと同様の理由で不開示が妥当である。他方、医師以外の医療従事者名簿においては氏名が不開示とされているので、院内役職名と非常勤職員の勤務日と勤務時間は個人情報には該当せず、かつこれが開示されても病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられないので開示することが妥当である。また、寝具・衣類管理に関する委託先の事業者名が、条例第8条第2号アの法人等に関する情報として不開示とされているが、これが公開されることにより委託先事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとはいえないと認められるので、不開示とすることは妥当である。

(5) その他の医師の個人情報の不開示部分

別表の公文書No. 1、No. 2、No. 3、No. 4、No. 5では、精神保健指定医資格が取り消された医師以外の、問題発覚の端緒となったケースレポートを提出した医師の氏名が不開示とされているが、これら医師の氏名は公表されておらず、条例第8条第1号本文の個人情報に該当し、かつ同号ただし書きにも該当しないと認められるため、妥当である。また、指定医資格を取り消され、公表された医師の氏名も記載されているが、別表の公文書No. 1、No. 2、No. 3では、その氏名の部分のみを開示すると、問題となったケースレポートの件数を推測することができ、この情報は公表されていないので、これら氏名も、条例第8条第1号本文の個人情報



に該当し、かつ同号ただし書きにも該当しない情報として不開示とすることが妥当である。他方、別表の公文書No. 4とNo. 5では、そのような事情はないので、指定医資格が取り消された医師の氏名は開示するべきである。

別表の公文書No. 1、No. 2、No. 3、No. 6、No. 7、No. 8、No. 10、No. 16、No. 25では、精神保健指定医資格を取り消された医師の旧姓もしくは現職の病院のうちホームページ上で在籍医の氏名を公表していない病院の名称、調査期間（個人・病院）、常勤・非常勤の別を不開示としているが、これらの情報も条例第8条第1号本文の個人情報に該当し、かつ同号ただし書きにも該当しないと認められるため、妥当である。なお、医療法第14条の2第1項第2号において、各病院等の院内に従事する医師の氏名を掲示することが義務付けられているとしても、医師氏名を広く一般に公表することまでが義務付けられているとはいえないので、条例第8条第1号ただし書きの公表慣行は全ての病院について当然に認めることはできない。

別表の公文書No. 7、No. 9、No. 10、No. 16、No. 19、No. 21、No. 25、No. 26、No. 28、No. 30、No. 31では、医師の印鑑の印影、本籍、性別、住所、電話番号、生年月日、年齢、指定医の場合の指定医証番号・交付年月日、指定医の申請日、医籍の登録番号・登録年月日（登録年については、同姓同名者がいるために厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索（一般向け検索）で特定できない場合を除く。）・有効期限、精神障害者の診断治療に従事した期間及び病院名等、その他診断治療に従事した期間及び病院名等、研修の受講、採用年月日もしくは学歴・略歴、常勤・非常勤の別が不開示とされている。しかし、医師の医師免許登録年月日中登録年について、厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索（一般向け検索）で特定できる者についてのみ開示し、同姓同名者がいるために特定できない者についてはこれを不開示としているのは妥当ではない。医師の医師免許取得年の情報が厚生労働省のホームページで一般公表されているという事実は、同情報については公表慣行があると理解すべきであり、条例第8条第1号アに該当すると解されるからである。したがって、同姓同名の医師が別に存する本公文書の医師の医師免許登録年についても開示すべきである。その余の上記個人情報は、条例第8条第1号本文の個人情報に該当し、かつ同号ただし書きにも該当しないと認められるため、不開示としたことは妥当である。

別表の公文書No. 28とNo. 30の精神保健指定医資格取消処分を受けた3名の医師の「職歴一覧表」のうち、氏名と区分の情報は、すでに公表されている情報として不開示とする理由はない。

別表の公文書No. 9に含まれているケースレポートには、患者やその診察に関する記録の他、申請者である医師とその指導医の医師の氏名が記録されており、これも個人情報として不開示とされている。これら医師は、精神保健指定医の資格を取り消され、その氏名は公表されているが、このケースレポートに記載されている氏名を全て開示すると、各医師ごとに問題となったケースレポートの件数が判明することになるが、この情報は一般に公表されていない。したがって、これら氏名も、条例第8条第1号本文の個人情報として不開示とすることが妥当であ

る。

(6) 医師以外の医療従事者等の個人情報の不開示部分

別表の公文書No. 31では、〇〇病院の医師以外の医療従事者（看護師、看護補助者、精神保健福祉士、ソーシャルワーカー）及び退院後生活環境相談員と防災管理者の氏名、生年月日、登録番号・登録年月日ないし採用年月日が不開示とされている。いずれも、条例第8条第1号本文の個人情報に該当し、かつ同号ただし書きにも該当しないと認められるため、妥当である。

(7) 患者の個人情報の不開示部分

別表の公文書No. 1、No. 2、No. 3、No. 8には、精神保健指定医資格取消に関わって調査の対象となるケースレポートが提出医師ごとにリスト化されて患者の症例、イニシャル、性別、生年月日、入院期間が記録されており、別表の公文書No. 9には、上記情報も含む当該患者のケース記録そのものが含まれている。これらの情報は、たとえ個人が識別できないように一部情報を不開示としたとしても、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第8条第1号）として不開示とするのが妥当である。

別表の公文書No. 10には、平成27年3月20日の時点で〇〇病院の精神科に入院している患者のカルテ番号、病室、氏名、生年月日、入院月日、入院形態、行動制限の実績、主治医氏名が記録されており、これらの情報が不開示とされている。これらのうち、主治医の氏名を除く情報は、前記に述べた理由と同様の理由により不開示とするのが妥当であるが、〇〇病院精神科の医師の氏名はすでに開示されており、これを不開示とする理由はない。

別表の公文書No. 13とNo. 29の「精神保健診察検査表」には、精神保健医指定取消処分を受けた医師の診察に関してなされた確認の内容、すなわち患者氏名、診察日、診察指定病院、診察結果、該当指定医氏名、不正取得・指導の別、該当指定医判断、確認内容、確認結果、確認をした指定医の印影などが記録されている。これらの情報のうち、診察結果、不正取得・指導の別、該当指定医判断の情報は、すでに開示されている同公文書内の「指定医取消処分該当医師による精神保健診察の妥当性確認結果報告」等の内容を敷衍したものに当たるもので、不開示とする理由はない。この他、両文書に含まれている指定医資格が取り消された医師の「検査対象精神保健診察一覧」の診察日は、他の情報と照合して患者が特定される情報として、条例第8条第1号の個人情報に該当すると認められる。

別表の公文書No. 31の「医療保護入院者実地審査・診察報告書」、「医療保護入院者退院支援委員会開催状況」に記載されている情報は、たとえ個人が識別できないように一部情報を不開示としたとしても、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第8条第1号）として不開示とするのが妥当である。

(8) 法律・条約違反の主張について

異議申立人は、本件処分が公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に違反する旨を主張するが、同法の対象は国の行政機関や独立行政法人等の管理する行政文書及び法人文書であり（同法第1条、第2条等参照）、川崎市長等の

川崎市の実施機関の作成及び取得する公文書は、その適用を受けるものではないので、かかる主張は妥当とはいえない。

また、異議申立人は、本件処分が障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）に違反する旨を主張するが、同条約は、国内での立法等の措置なしに直接適用されるような自動執行性を有する条約であるといえるような具体的明確な内容を有してはいないと考えられ、異議申立人もこの点についてその主張を根拠づける積極的な根拠を示してはいない。むしろ、異議申立人が挙げる国連勧告などの指摘する点も、日本政府による適切な立法等の措置を求めているものといえる。従って、本件処分を、国内法を媒介せずに直接に同条約に違反するものと解することはできない。

もっとも同条約も国内的効力を有するものであるから、同条約の趣旨に適合するように国内法を解釈すべきことは認められる。そうした観点からは、異議申立人が公表慣行（条例第8条第1号ア）の存在の広い認定や公益上の理由による裁量的開示（条例第10条）の積極的解釈を主張することは十分に理解できる。しかし、障害者やその関係者に限らず何人にも広く情報を開示するという条例の定める情報開示制度の趣旨及びあらゆる人の個人情報の保護というもう一方の重要な制度趣旨等を踏まえる限り、異議申立人の主張する公益や障害者の権利保障の要請は、本件処分との関係では、抽象的一般的な要請にとどまると解さざるを得ない。したがって、障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえたとしても、前記（2）から（7）の条例の解釈適用を変えるには至らない。

#### （9）インフォームド・コンセントとの関係

異議申立人は、本件処分によって不開示とされた情報についても、〇〇病院の患者やその家族がインフォームド・コンセントの権利を行使することで知りうる情報であることを縷々述べている。そのことを仮に前提としたとしても、利害関係者に限らず何人にも情報の開示を行う情報公開制度と、インフォームド・コンセントによる情報開示との間には大きな乖離があり、後者による情報開示が認められるからといって前者の開示が当然に認められるものではない。

なお、インフォームド・コンセントの観念は、今日広く解されるようになってきており、現に通院・入院加療中の患者のみならず、病気等に罹患して医師や医療機関を探している人、将来病気に罹患した時に備えて医師や医療機関の情報を集めている人等に対する情報提供にまで拡大している旨の主張も異議申立人は行っている。インフォームド・コンセント概念をそのように拡張させる議論があることは確かなのであろうが、それが一般的な通念となり、医療機関や医師に関する情報が条例第8条第1号アの定める「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とまで解されるようになっていいるとは認められない。また、民間医療機関の施設運営に関する情報を利害関係者に限らず何人にも開示するまでもの「公益上特に必要があると認めるとき」（条例第10条）が、上記のように拡大されたインフォームド・コンセントの要請から導かれるものとは解されない。したがって、医療において重要なインフォームド・コンセントの要請を踏まえたとしても、前記（2）から（7）の条例の解釈適用を変えるには至らない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	大	関	亮	子
委員	早	川	和	宏
委員	人	見		剛
委員	葭	葉	裕	子

別 表

	日付	文書名	不開示部分	該当条文		
1	平成27年2月13日	精神保健指定医資格審査に係る事実確認の協力依頼について	事務連絡	医師氏名	第8条第1号【個人に関する情報】	
			確認事項について	○対象者	氏名・勤務先	第8条第1号【個人に関する情報】
				○対象となるケースレポート	医師氏名	第8条第1号【個人に関する情報】
					症例 イニシャル・性別・生年月日・入院期間	第8条第1号【個人に関する情報】
2	平成27年2月13日	精神保健指定医資格審査に係る事実確認の協力依頼について(伺い)	事務連絡	医師氏名	第8条第1号【個人に関する情報】	
			確認事項について	○対象者	氏名・勤務先	第8条第1号【個人に関する情報】
				○対象となるケースレポート	医師氏名	第8条第1号【個人に関する情報】
					症例 イニシャル・性別・生年月日・入院期間	第8条第1号【個人に関する情報】
3	平成27年2月13日	精神保健指定医資格審査に係る事実確認の資料提出について(依頼)	事務連絡	医師氏名	第8条第1号【個人に関する情報】	
			確認事項について	○対象者	氏名・勤務先	第8条第1号【個人に関する情報】
				○対象となるケースレポート	医師氏名	第8条第1号【個人に関する情報】
					症例 イニシャル・性別・生年月日・入院期間	第8条第1号【個人に関する情報】
4	平成27年2月18日	精神保健指定医資格審査に係る事実確認の資料提出について	精神保健指定医資格審査に係る事実確認の資料提出について	代表者印影・内線番号	第8条第2号ア【法人等に関する情報】	
				担当者名	第8条第1号【個人に関する情報】	
			精神保健指定医新規申請に係るケースレポートに関する事実確認について	代表者印影	第8条第2号ア【法人等に関する情報】	
				医師氏名	第8条第1号【個人に関する情報】	
				事実確認の結果	第8条第1号【個人に関する情報】	
5	平成27年2月19日	精神保健指定医資格審査に係る事実確認の資料の送付について(伺い)	精神保健指定医資格審査に係る事実確認の資料提出について	代表者印影・内線番号	第8条第2号ア【法人等に関する情報】	

	日付	文書名	不開示部分	該当条文	
			担当者名	第8条第1号【個人に関する情報】	
			精神保健指定医新規申請に係るケースレポートに関する事実確認について	代表者印影	第8条第2号ア【法人等に関する情報】
				医師氏名	第8条第1号【個人に関する情報】
				事実確認の結果	第8条第1号【個人に関する情報】
6	平成27年3月9日	精神保健指定医の指定取消し又は職務の停止処分対象事案報告必要書類の提出について(依頼)	●過去に精神保健指定医として指定された者	勤務先	第8条第1号【個人に関する情報】
			●指導医として指導を行った者	勤務先	第8条第1号【個人に関する情報】
7	平成27年3月13日	精神保健指定医の指定取消し又は職務の停止処分対象事案報告必要書類の提出について(伺い)	精神保健指定医の指定取消し又は職務の停止処分対象事案報告必要書類		
			表	指定医番号・勤務先	第8条第1号【個人に関する情報】
			I 報告書 1 該当者	(1)本籍・(2)住所	第8条第1号【個人に関する情報】
				(4)生年月日から(5)指定医の証の番号及び交付年月日まで	第8条第1号【個人に関する情報】
				(6)医籍の登録番号及び登録年月日(登録年については、厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索(一般向け検索)で、特定できるものを除く)	第8条第1号【個人に関する情報】
				(7)略歴	第8条第1号【個人に関する情報】
			精神保健指定医の指定取消し又は職務の停止処分対象事案報告必要書類の提出について(依頼)		
			●過去に精神保健指定医として指定された者	勤務先	第8条第1号【個人に関する情報】
			●指導医として指導を行った者	勤務先	第8条第1号【個人に関する情報】
8	平成27年3月16日	精神保健指定医資格申請に係る書類の提出について(依頼)	対象となる書類について	勤務先	第8条第1号【個人に関する情報】
			○写しの提出を依頼する資料	症例 イニシャル・性別・生年月日・入院期間	第8条第1号【個人に関する情報】

	日付	文書名	不開示部分	該当条文	
9	平成27年3月16日	精神保健指定医資格申請に係る書類の提出について(伺い)	精神保健指定医指定申請書	申請日	第8条第1号【個人に関する情報】
				氏名・印鑑印影	第8条第1号【個人に関する情報】
				本籍地	第8条第1号【個人に関する情報】
				現住所	第8条第1号【個人に関する情報】
				生年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
				年齢	第8条第1号【個人に関する情報】
				性別	第8条第1号【個人に関する情報】
				最終学歴及び年月	第8条第1号【個人に関する情報】
				医籍登録年月日及び番号(登録年については、厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索(一般向け検索)で、特定できるものを除く)	第8条第1号【個人に関する情報】
				精神障害者の診断治療に従事した期間及び病院名等	第8条第1号【個人に関する情報】
その他の診断治療に従事した期間及び病院名等	第8条第1号【個人に関する情報】				
研修の受講	第8条第1号【個人に関する情報】				
			ケースレポート	第8条第1号【個人に関する情報】	
10	平成27年3月25日	平成26年度精神科病院立入検査の結果について(伺い)	(1)医療従事者名簿 職種名(医師)	院内役職名	第8条第2号ア【法人等に関する情報】
				氏名	第8条第1号【個人に関する情報】
				生年月日	第8条第1号【個人に関する情報】

	日付	文書名	不開示部分		該当条文
			免許	登録番号 登録年月日(登録年については、厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索(一般向け検索)で、特定できるものを除く)	第8条第1号【個人に関する情報】
			精神保健指定医(指定医証の記載)	番号 交付年月日 有効期限	第8条第1号【個人に関する情報】
				採用年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
				勤務日及び勤務時間	第8条第2号ア【法人等に関する情報】
			(2)入院患者の状況	カルテNo	第8条第1号【個人に関する情報】
				病室	第8条第1号【個人に関する情報】
				氏名	第8条第1号【個人に関する情報】
				生年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
				入院年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
				入院形態	第8条第1号【個人に関する情報】
				行動制限の実績	第8条第1号【個人に関する情報】
				主治医氏名	第8条第1号【個人に関する情報】
11	平成27年4月3日	精神科病院立入検査に係る改善等措置状況報告書について(供覧)	精神保健指定医資格審査に係る事実確認の資料提出について	代表者印影・内線番号	第8条第2号ア【法人等に関する情報】
12	平成27年4月16日	〇〇病院に関連する精神保健指定医の指定の取消しについて	事務連絡	メールアドレス	第8条第4号【事務又は事業に関する情報】
13	平成27年5月15日	精神保健指定医取消処分該当医師による精神保健診察の妥当性確認の結果について(伺い)	検査対象精神保健診察一覧	診察日	第8条第1号【個人に関する情報】
			(確認後の)精神保健診察検査表	表全部	第8条第1号【個人に関する情報】



	日付	文書名	不開示部分		該当条文	
14	平成27年5月22日	〇〇病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について	事務連絡		メールアドレス	第8条第4号【事務又は事業に関する情報】
15	平成27年5月25日	精神保健指定医の指定制度に関する周知徹底について(伺い)	事務連絡		メールアドレス	第8条第4号【事務又は事業に関する情報】
16	平成27年5月25日	精神保健指定医指定取消処分対象医師が関与した指定医として行った業務に関する調査について(伺い)	別表	1枚目・2枚目	氏名	第8条第1号【個人に関する情報】
					指定医取得日	第8条第1号【個人に関する情報】
					調査期間(個人)	第8条第1号【個人に関する情報】
					常勤・非常勤	第8条第1号【個人に関する情報】
			別表	3枚目	氏名	第8条第1号【個人に関する情報】
					病院名	第8条第1号【個人に関する情報】
					指定医取得日	第8条第1号【個人に関する情報】
					調査期間(個人) 調査期間(病院)	第8条第1号【個人に関する情報】
			事務連絡		メールアドレス	第8条第4号【事務又は事業に関する情報】
			17	平成27年5月25日	〇〇病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について(供覧)	事務連絡
18	平成27年6月2日	精神保健指定医の指定取消し又は職務の停止処分対象事案報告必要書類の提出について	事務連絡		メールアドレス	第8条第4号【事務又は事業に関する情報】
19	平成27年6月3日	精神保健指定医の指定取消し又は職務の停止処分対象事案報告必要書類の提出について(伺い)	該当者一覧		(1)本籍	第8条第1号【個人に関する情報】
					(2)住所	第8条第1号【個人に関する情報】
					(4)生年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
					(5)指定医の証の番号及び交付年月日	第8条第1号【個人に関する情報】

	日付	文書名	不開示部分	該当条文
			有効期限	第8条第1号【個人に関する情報】
			(6) 医籍の登録番号及び登録年月日(登録年については、厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索(一般向け検索)で、特定できるものを除く)	第8条第1号【個人に関する情報】
			備考	第8条第1号【個人に関する情報】
			精神保健指定医の指定取消し又は職務の停止処分対象事案報告必要書類	
			I 報告書 1 該当者	(1) 本籍・(2) 住所 第8条第1号【個人に関する情報】
				(4) 生年月日から(5) 指定医の証の番号及び交付年月日まで 第8条第1号【個人に関する情報】
				(6) 医籍の登録番号及び登録年月日(登録年については、厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索(一般向け検索)で、特定できるものを除く) 第8条第1号【個人に関する情報】
				(7) 略歴 第8条第1号【個人に関する情報】
			事務連絡	メールアドレス 第8条第4号【事務又は事業に関する情報】
20	平成27年6月10日	精神保健指定医の指定取消し又は職務の停止処分対象事案報告必要書類の提出について	事務連絡	メールアドレス 第8条第4号【事務又は事業に関する情報】
21	平成27年6月10日	精神保健指定医の指定取消し又は職務の停止処分対象事案報告必要書類の提出について(伺い)	該当者一覧	(1) 本籍 第8条第1号【個人に関する情報】
				(2) 住所 第8条第1号【個人に関する情報】
				(4) 生年月日 第8条第1号【個人に関する情報】
				(5) 指定医の証の番号及び交付年月日 第8条第1号【個人に関する情報】
				有効期限 第8条第1号【個人に関する情報】

	日付	文書名	不開示部分	該当条文	
			(6) 医籍の登録番号及び登録年月日(登録年については、厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索(一般向け検索)で、特定できるものを除く)	第8条第1号【個人に関する情報】	
			備考	第8条第1号【個人に関する情報】	
			精神保健指定医の指定取消し又は職務の停止処分対象事案報告必要書類		
			I 報告書 1 該当者		
			(1) 本籍・(2) 住所	第8条第1号【個人に関する情報】	
			(4) 生年月日から(5) 指定医の証の番号及び交付年月日まで	第8条第1号【個人に関する情報】	
			(6) 医籍の登録番号及び登録年月日(登録年については、厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索(一般向け検索)で、特定できるものを除く)	第8条第1号【個人に関する情報】	
			(7) 略歴	第8条第1号【個人に関する情報】	
			事務連絡		
			メールアドレス	第8条第4号【事務又は事業に関する情報】	
22	平成27年6月17日	〇〇病院に関連する精神保健指定医の指定の取消しについて	事務連絡	メールアドレス	第8条第4号【事務又は事業に関する情報】
23	平成27年6月18日	〇〇病院に関連した精神保健指定医の指定取消処分について	事務連絡	メールアドレス	第8条第4号【事務又は事業に関する情報】
24	平成27年6月19日	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項の規定に基づく報告徴収について(伺い)	事務連絡	メールアドレス	第8条第4号【事務又は事業に関する情報】
25	平成27年6月22日	精神保健指定医指定取消処分対象医師が関与した指定医として行った業務に関する調査の回答について(伺い)	別表		
			病院名	第8条第1号【個人に関する情報】	
			氏名	第8条第1号【個人に関する情報】	
			指定医取得日	第8条第1号【個人に関する情報】	
			調査期間(個人) 調査期間(病院)	第8条第1号【個人に関する情報】	

	日付	文書名	不開示部分	該当条文	
			常勤・非常勤	第8条第1号【個人に関する情報】	
			回答票	病院名	第8条第1号【個人に関する情報】
			備考	病院担当者名及び該当指定医名の記載	第8条第1号【個人に関する情報】
26	平成27年6月29日	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項の規定に基づく報告書について(供覧)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項の規定に基づく報告徴収について(回答)	代表者印影・内線番号	第8条第2号ア【法人等に関する情報】
			担当者名	担当者名	第8条第1号【個人に関する情報】
			報告書	(1)指定医及び精神科医師の人員確保と診療体制確保に関する計画 医師氏名	第8条第1号【個人に関する情報】 第8条第2号ア【法人等に関する情報】
			資料1 医療従事者名簿 職種名(医師)	院内役職名	第8条第2号ア【法人等に関する情報】
				生年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
				免許 登録番号 登録年月日(登録年については、厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索(一般向け検索)で、特定できるものを除く)	第8条第1号【個人に関する情報】
				精神保健指定医証の番号	第8条第1号【個人に関する情報】
				採用年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
				前勤務先	第8条第1号【個人に関する情報】
				勤務日及び勤務時間	第8条第2号ア【法人等に関する情報】
			資料2 外来診療を担当する医師一覧	院内役職名	第8条第2号ア【法人等に関する情報】
				備考	第8条第2号ア【法人等に関する情報】
			資料5 入院を担当する医師一覧	院内役職名	第8条第2号ア【法人等に関する情報】

	日付	文書名	不開示部分		該当条文	
				備考	第8条第2号ア【法人等に関する情報】	
			資料6 病棟担当表	病棟医氏名	第8条第2号ア【法人等に関する情報】	
			資料7 入院診療班体制(常勤医)	医師氏名	第8条第2号ア【法人等に関する情報】	
27	平成27年7月6日	〇〇病院に関連する精神保健指定医の指定取消事案を受けた今後の対応について(再依頼)	事務連絡	メールアドレス	第8条第4号【事務又は事業に関する情報】	
28	平成27年7月8日	精神保健指定医追加取消処分に係る調査について(照会)	精神保健指定医追加取消処分に係る調査について(照会)	2. 対象医師 指定医番号 交付年月日	第8条第1号【個人に関する情報】	
				担当者名	第8条第1号【個人に関する情報】	
				内線番号	第8条第2号ア【法人等に関する情報】	
				職歴一覧表	一覧表全部 第8条第1号【個人に関する情報】	
29	平成27年7月27日	精神保健指定医取消処分該当医師による精神保健診察の妥当性確認の結果について(供覧)	検査対象精神保健診察一覧	診察日	第8条第1号【個人に関する情報】	
			(確認後の)精神保健診察検査表	表全部	第8条第1号【個人に関する情報】	
			厚生労働省事務連絡	メールアドレス	第8条第4号【事務又は事業に関する情報】	
30	平成27年7月28日	精神保健指定医追加取消処分に係る調査の回答について(伺い)	精神保健指定医追加取消処分に係る調査について(照会)	2. 対象医師 指定医番号 交付年月日	第8条第1号【個人に関する情報】	
				担当者名	第8条第1号【個人に関する情報】	
				職歴一覧表	一覧表全部 第8条第1号【個人に関する情報】	
31	平成27年8月3日	平成27年度精神科病院等実地指導及び実地審査の結果について(伺い)	医療保護入院者実地審査・診察報告書	報告書全部	第8条第1号【個人に関する情報】	
			(1)医療機関状況表	寝具・衣類管理	委託先	第8条第2号ア【法人等に関する情報】
				防災管理	防災管理者氏名	第8条第1号【個人に関する情報】
			(2-1)医療従事者名簿 職種名(医師)	院内役職名	第8条第2号ア【法人等に関する情報】	

日付	文書名	不開示部分	該当条文
		生年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
		免許 免許 登録番号 登録年月日(登録年については、厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索(一般向け検索)で、特定できるものを除く)	第8条第1号【個人に関する情報】
		精神保健指定医の証の番号	第8条第1号【個人に関する情報】
		採用年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
		勤務日及び勤務時間	第8条第2号ア【法人等に関する情報】
		(2-2)医療従事者名簿 職種名(看護師、看護補助者、精神保健福祉士、ソーシャルワーカー)	院内役職名 第8条第2号ア【法人等に関する情報】
		氏名	第8条第1号【個人に関する情報】
		生年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
		免許 登録番号 登録年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
		採用年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
		非常勤職員の勤務日及び勤務時間	第8条第2号ア【法人等に関する情報】
		(3)退院後生活環境相談員一覧(再掲)	氏名 第8条第1号【個人に関する情報】
		生年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
		免許 登録番号 登録年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
		採用年月日	第8条第1号【個人に関する情報】
		(4)医療保護入院者退院支援員会開催状況(直近3か月間の開催状況)	表全部 第8条第1号【個人に関する情報】

※表中「指定医の証の番号」、「精神保健指定医証の番号」、「指定医番号」とあるのはいずれも同じ内容であるため、答申本文では「指定医証番号」と表記する。